

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年7月13日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 蓼沼 慶正

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）において、き電設備に想定される課題とその対策について、き電延長も考慮した上で検討を行うものである。

本業務の実施に当たっては、新幹線におけるき電回路の専門的知識・経験、高度な技術能力が必要であるとともに、交流き電回路設備のき電方式の研究及び各種試験解析の経験が不可欠であることから、これらの能力と経験を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 北海道新幹線、き電設備の検討

(2) 業務内容 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）において、以下の業務を行う。

ア き電延長時の電圧上昇の検討

イ き電延長時の保護の検討

ウ 高調波拡大の検討

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）のき電設備に想定される課題とその対策について、き電延長も考慮した上で検討を行うことを目的とする。

4 応募要件

応募要件は以下に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 基本的要件

- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条に該当しない者であること
- イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「令和3・4年度役務競争参加資格確認者」のうち「電気設計調査」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。ウ 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において、当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

- ア 平成24年度以降に元請として完了した同種業務の実績を有していること。なお1件で条件を満たすことができない場合は複数の件名とすることができる。
同種業務とは、以下の業務をいう。
同種業務：新幹線のき電回路の各種試験、研究及び評価に関する業務
- イ 当該業種区分における令和3年度の当機構の作業成績が、平均で60点未満でないこと。

(3) 配置予定技術者の経験に関する要件

- 次に掲げるア及びイの基準を満たす主任技術者を配置できること。
- ア 技術士（電気電子又は総合技術監理（電気電子））、RCCM（電気電子）、鉄道設計技士（鉄道電気）若しくは第一種電気主任技術者の資格、又は鉄道の変電設備の試験、研究又は評価業務の経験について10年以上の実務経験を有する者
- イ 平成24年度以降に元請として完了した上記(2)に掲げる同種業務の経験を1件以上有する者。なお、配置予定技術者の経験は、主任技術者又は担当技術者としての経験に限る。

5 手続等

(1) 担当支社等

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1（芝パークビル5階）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
東京支社 総務部 契約課 契約係
電 話 03-5403-8732
FAX 03-5403-8770

電子メールアドレス keiyaku.tkybuppin@jrtt.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間 本公示の日から令和4年8月12日まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

ウ 交付場所 アドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和4年8月12日16時00分。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又はFAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して「企画競争実施のための企画提案書」の提出を要請する際の提出
予定期限：令和4年9月9日16時00分。

(4) 4(1)イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該競争参加資格の認定を受けていなければならない。

当該競争参加資格の認定に係る申請は、当機構建設企画部工事契約課において、随時受け付ける。

(5) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(6) 詳細は説明書による。